

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項第四号の政令で定める卵及び種子として、ヨナグニキノボリトカゲ及びヤンバルオオイチモンジシマゲンゴロウの卵を追加すること。
（第二条関係）

二 法第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種として、ヨナグニキノボリトカゲ等を追加すること。
（別表第一関係）

三 法第四条第五項の政令で定める特定第一種国内希少野生動植物種として、ゼニタナゴ等を追加すること。
（別表第三関係）

四 法第四条第六項の政令で定める特定第二種国内希少野生動植物種として、ヨナグニキノボリトカゲ等を追加すること。
（別表第四関係）

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

六 この政令は、令和七年二月十二日から施行すること。
（附則関係）